

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	経済部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 2 月 22 日
提出日	令和 5 年 9 月 26 日
担当	経済部 経済政策課 (TEL 265-3896)

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、商工課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>所在が確認できない備品については、今後も設置場所にて、所在の把握を進めるとともに、今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 2 月 22 日
提出日	令和 5 年 9 月 21 日
担当	福祉部 福祉政策課 (TEL 3007)

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、福祉政策課が備品管理システムに記録している備品について、所在が確認できないものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品管理システムに記録している備品のうち、所在不明のものについて、福祉政策課および福祉部各課で検索（特にパソコンの番号の確認）を行ったほか、福祉部が所管している倉庫等も検索したが、所在が分からなかった。令和3年2月1日に会計課から依頼があった備品の棚卸調査では、当該備品があったことから、令和3年5月の庁舎移転の際に、所在が不明になったと考えられる。</p> <p>所在不明である備品については、備品廃棄の手続きを進めるとともに、今後は、所管する備品について、適正に管理できるよう努めていく。</p>